

第32回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年2月25日(水) 午前9時～午前10時25分

2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2

3. 出席委員 12名

会長 15番 重村 耕一郎

会長代理 1番 梶 重明

委員 2番 福島 昌信 9番 神掛 ちず子

4番 園山 秀国 10番 中尾 隆

5番 高橋 慶生 11番 竹ノ内 春則

6番 前田 格男

7番 清水 隆一 13番 上水流 政俊

8番 萩原 とよ子

4. 欠席委員 12番 興邊 雄次 14番 山口 華

5. 議事日程

(1) 開 会

(2) 議事日程について

(3) 議事録署名委員の指名について

(4) 会期の決定について

(5) 事務局報告

① 合意解約申出書 (8 件)

② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (5 件)

(6) 付議事件及び順序について

日程第1 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について (議案 1 件)

日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について (議案 7 件)

日程第3 農地法第5条の規定による許可申請について (議案 1 件)

日程第4 非農地証明願の申請審議について (議案 6 件)

日程第5 令和8年度農作業標準賃金及び農作業標準作業料金の決定について (議案 1 件)

(7) その他農政一般事項

(8) 閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長

農地係長兼管理調整係長

主 査

事務補助員

議 長 それではただ今から、第32回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。

議 長 本日は、興邊委員、山口委員が所要のため出席できない旨の申し出がありました。

議 長 日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、2番福島委員と4番園山委員を指名します。

議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長 次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が8件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページになります。①合意解約申出書8件です。番号1。貸人、湧水町木場 ○○○○。借人、湧水町田尾原 ○○○○。土地の所在 木場字楠原○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は令和7年2月25日から令和17年2月28日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和8年1月19日。番号2。貸人、湧水町木場 ○○○○。借人、湧水町田尾原 ○○○○。土地の所在 木場字楠原○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和7年2月25日から令和17年2月28日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和8年1月19日。番号3。貸人、湧水町木場 ○○○○。借人、湧水町中津川 ○○○○。土地の所在 木場字外堀○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外2筆 計3筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和1年12月1日から令和11年11月30日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和8年1月19日。番号4。貸人、霧島市横川町 ○○○○。借人、湧水町幸田 ○○○○。土地の所在 幸田字楠丸○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和3年3月25日から令和8年3月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、使用賃借権。土地の引渡しの時期、令和8年1月13日。番号5。貸人、出水市西出水町 ○○○○。借人、鹿児島

島市 公益財団法人鹿児島県地域振興公社。土地の所在 川西字走馬〇〇
地目は田 面積は〇〇㎡ 外2筆 計3筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 令和2年2月1日から令和12年1月31日。解約の理由, 相続人の同意が得られないため。利用権の種類, 賃借権。土地の引渡しの時期, 令和8年3月30日。番号6。貸人, 湧水町恒次 〇〇〇〇。借人, 鹿児島市 公益財団法人鹿児島県地域振興公社。土地の所在 恒次字大須渡〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 平成31年2月1日から令和11年1月31日。解約の理由, 土地を売買するため。利用権の種類, 使用貸借権。土地の引渡しの時期, 令和8年3月30日。番号7。貸人, 湧水町恒次 〇〇〇〇。借人, 鹿児島市 公益財団法人鹿児島県地域振興公社。土地の所在 恒次字前平〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 平成31年2月1日から令和11年1月31日。解約の理由, 土地を売買するため。利用権の種類, 賃借権。土地の引渡しの時期, 令和8年3月30日。番号8。貸人, 湧水町恒次 〇〇〇〇。借人, 鹿児島市 公益財団法人鹿児島県地域振興公社。土地の所在 恒次字下廣田〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外7筆 計8筆 合計面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 平成31年2月1日から令和11年1月31日。解約の理由, 耕作者が体調不良のため。利用権の種類, 使用貸借権。土地の引渡しの時期, 令和8年4月30日。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明に対し, ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 ご質問ご意見等が無ければ, 以上で合意解約申出書 を終わります。

議 長 次に, 農地法第3条の3第1項の規定による届出書が5件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 3ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が5件です。
番号1。権利取得者, 鹿児島市紫原 〇〇〇〇。権利取得日, 令和7年5月28日。取得事由, 相続。権利の種類, 所有権。土地の所在, 米永字山崎〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外5筆 計6筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。番号2。権利取得者, 鹿児島市小松原 〇〇〇〇。権利取得日, 令和7年12月3日。取得事由, 相続。権利の種類, 所有権。土地の所在, 恒次字蛭牟田〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外4筆 計5筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。番号3。権利取得者, 湧水町恒次 〇〇〇〇。権利取得日, 令和7年12月18日。

取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，恒次字下水流〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡ 外 8 筆 計 9 筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。番号 4。権利取得者，伊佐市大口 〇〇〇〇。権利取得日，令和 7 年 1 0 月 1 6 日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，木場字十三塚〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。番号 5。権利取得者，湧水町北方 〇〇〇〇。権利取得日，令和 7 年 1 2 月 1 8 日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，北方字新替〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外 3 筆 計 4 筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 ご質問ご意見等が無ければ，以上で農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書を終わります。

議 長 以上で，事務局報告を終わります。

議 長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第 1 議案第 416 号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を議題とします。利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事 務 局 4 ページです。日程第 1 議案第 416 号。農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について。(1) 利用権設定。整理番号 1 号から 1 9 号です。下の地区別集計表をご覧いただきたいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田が 35,119 ㎡，畑が 4,641 ㎡，計 39,760 ㎡です。次に 5 ページをご覧ください。総括表です。こちらでも合計だけ申し上げます。賃貸借分の田が 32,906 ㎡，畑が 2,247 ㎡です。次に使用貸借分の田が 2,213 ㎡，畑が 2,394 ㎡です。計で田が 35,119 ㎡，畑が 4,641 ㎡，合計 39,760 ㎡です。詳細は 6 ページから 1 0 ページに記載してありますので，ご確認ください。以上です。

議 長 それでは，整理番号 1 号から整理番号 1 9 号を審査します。整理番号 1 号から整理番号 1 9 号までの事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ，整理番号 1 号から整理番号 1 9 号については，承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号 1 号から整理番号 1 9 号については，承認

することに決定しました。

議 長 以上で、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を終わります。

議 長 日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。議案第417号から議案第423号までの7議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 11 ページです。日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について。議案第417号。権利，所有権移転。土地の所在，田尾原字天神原〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人，鹿児島市下荒田 〇〇〇〇。受人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数1。申請事由は規模拡大 贈与です。次に議案第418号。権利，所有権移転。土地の所在，木場字牧ノ内〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡ 他1筆 計2筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数2。申請事由は規模拡大。売買価格は全部で〇〇万円です。次に議案第419号。権利，所有権移転。土地の所在，般若寺字上井尻〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町般若寺 〇〇〇〇。受人，湧水町般若寺 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数1。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万〇千円です。次に議案第420号。権利，所有権移転。土地の所在，般若寺字論水流〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町鶴丸 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数2。申請事由は受贈です。次に議案第421号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字前畑〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，始良市東餅田 〇〇〇〇。受人，湧水町川添 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数1。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第422号。権利，所有権移転。土地の所在，川添字千鳥田〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡ 外2筆 計3筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人，奄美市名瀬 〇〇〇〇 他1名。受人，湧水町般若寺 〇〇〇〇。労力総数2。申請事由は新規就農。売買価格は10アール当たり〇千円です。次に議案第423号。権利，賃借権設定。土地の所在，北方字原牟田〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡ 他1筆 計2筆 合計面積は〇〇㎡です。貸人，霧島市国分 〇〇〇〇。借人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数1。申請事由は規模拡大。賃借期間は10年，賃借料は2筆で粃〇俵です。以上です。

- 議 長 農地法第3条の許可区分は、湧水町農業委員会です。
- 議 長 順を追って審議します。はじめに、議案第417号を審議します。議案第417号については、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、〇〇番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。
(〇〇委員退席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。
- 議 長 順を追って審議します。
- 議 長 それでは、議案第417号を審議します。議案第417号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 1 番 1番柊が報告します。農地法第3条に係る議案第417号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第417号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第417号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。
(〇〇委員着席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。
- 議 長 次に、議案第418号を審議します。議案第418号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 1 番 1番柊が報告します。農地法第3条に係る議案第418号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、4ページから5ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項につきまして、特にありませんでした。調査

意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 418 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 418 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 419 号を審議します。議案第 419 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 3 番 1 3 番上水流が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 419 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 6 ページから 9 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 419 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 419 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 420 号を審議します。議案第 420 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 3 番 1 3 番上水流が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 420 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 6 ページ、1 0 ページから 1 1 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 420 号は調査委員の報告は許可相当とい

うことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 420 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 421 号を審議します。議案第 421 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

2 番 2 番福島が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 421 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 6 ページ、12 ページから 13 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項につきましては、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 421 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 421 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 422 号を審議します。議案第 422 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

2 番 2 番福島が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 422 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 6 ページ、14 ページから 15 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 422 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 422 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 423 号を審議します。議案第 423 号につきましては、事務局より報告をお願いします。

事 務 局 審議に入る前に、ことらの審議についてですが、農地法第 3 条に係る使用貸借権及び賃借権の現地調査について省略させていただきたいと考えております。変更理由として、農業経営基盤強化促進法と農地中間管理事業において、使用貸借権及び賃借権について現地調査を行っていないためです。それでは、報告に移ります。農地法第 3 条に係る議案第 423 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 16 ページから 18 ページをご参照ください。申請地は、令和 7 年度現地調査結果において、適正に肥培管理されている農地と判断されております。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 423 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 423 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第 3 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題とします。議案第 424 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 14 ページです。日程第 3 農地法第 5 条の規定による許可申請について。議案第 424 号。権利、所有権移転。土地の所在、中津川字坂口〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡です。農地区分は 2 種で地域計画外になります。渡人、霧島市国分 〇〇〇〇。受人、熊本市南区 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。形態は所有権移転で、用途施設は太陽光発電施設です。設置面積は〇〇㎡に太陽光パネルを〇〇枚設置するものです。申請事由は、申請地を譲受け、太陽光発電施設を建設したいためです。添付書類として位置図・配置図・事業計画書・被害防除計画書及び誓約書、ガイドラインがありました。売買価格は〇〇万円です。以上です。

議 長 農地法第 5 条の許可区分は、湧水町農業委員会です。

議 長 議案第 424 号を審議します。議案第 424 号につきましては、9 月に現地調査報告が行われていますので、今回は、事務局より報告します。

- 事務局 農地法第5条に係る議案第424号の現地調査の報告をいたします。こちらは、第27回定例総会の議案第323号農業振興地域整備計画の一部変更除外において、現地調査を実施しております。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の19ページから24ページをご参照ください。周囲の状況は、北は畑、東は畑、南は道路、西は雑種地です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、ガイドライン等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。
- 議長 ただ今の事務局の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議長 ご質問ご意見がなければ、議案第424号は、事務局の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。議案第424号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議長 以上で、農地法第5条の規定による許可申請について を終わります。
- 議長 次に、日程第4 非農地証明願の申請審議についてを議題とします。議案第425号から議案第430号までの6議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 15ページです。日程第4 非農地証明願の申請審議について。議案第425号。願出人、霧島市隼人町 ○○○○。土地の所在、川添字宮前○○ 地目は田 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、相続以前から数十年耕作放棄地であり、雑木も生えており原野化した。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条の第3号、第4号です。次に議案第426号。願出人、鹿児島市皇徳寺台 ○○○○。土地の所在、北方字水ヶ迫○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、平成元年頃から耕作放棄され、鳥獣被害も多く原野化した。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条の第2号、第3号、第4号です。次に議案第427号。願出人、湧水町木場 ○○○○。土地の所在、木場字外堀○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。所有者は本人

です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、農地法の許可を得ないで植林したため山林化した。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条の第2号、第3号、第6号、第9号です。次に議案第428号。願出人、湧水町木場〇〇〇〇。土地の所在、木場字本城〇〇地目は畑 面積は〇〇㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は昭和53年頃から、農地法の許可を得ずに植林したため山林化した。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条の第2号、第3号、第9号です。次に議案第429号。願出人、湧水町木場〇〇〇〇。土地の所在、木場字湯谷川〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、昭和53年以前から耕作放棄地であり、今後、農地として復元することが困難であるため。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条の第10号です。次に議案第430号。願出人、湧水町木場〇〇〇〇。土地の所在、木場字川原口〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は30年以上前から不耕作の状態であり、かん木等も生い茂っているため、今後、農地として復元することが困難であるため。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条の第2号、第3号、第9号です。以上です。

議 長 それでは、議案第425号を審議します。議案第425号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

2 番 2番福島が報告します。非農地証明願いに係る議案第425号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の25ページから28ページをご参照ください。調査意見は、申請地は相続以前から数十年間耕作放棄地であり、雑木も生えており原野化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第3号、第4号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第425号については調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます議案第 425 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に、議案第 426 号を審議します。議案第 426 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

6 番 6 番前田が報告します。非農地証明願いに係る議案第 426 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 29 ページから 32 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は平成元年頃から耕作放棄され、鳥獣被害も多く原野化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 2 号、第 3 号、第 4 号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 426 号については調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 426 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に、議案第 427 号を審議します。議案第 427 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

1 番 1 番柊が報告します。非農地証明願いに係る議案第 427 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 29 ページ、33 ページから 35 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は、農地法の許可を得ないで植林したため山林化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 9 号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 427 号については調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 427 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に、議案第 428 号を審議します。議案第 428 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

1 3 番 1 3 番上水流が報告します。非農地証明願いに係る議案第 428 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 2 9 ページ、3 6 ページから 3 8 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は昭和 5 3 年頃、農地法の許可を得ずに植林したため山林化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 2 号、第 3 号、第 9 号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 428 号については調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 428 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に、議案第 429 号を審議します。議案第 429 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

2 番 2 番福島が報告します。非農地証明願いに係る議案第 429 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 2 9 ページ、3 9 ページから 4 1 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は、昭和 5 3 年以前から耕作放棄地であり、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は宅地等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判

断基準の第10号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第429号については調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 長 異議なしと認めます。議案第429号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議長 長 次に、議案第430号を審議します。議案第430号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

6 番 6番前田が報告します。非農地証明願いに係る議案第430号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の29ページ、42ページから44ページをご参照ください。調査意見は、申請地は、30年以上前から不耕作の状態であり、かん木等も生い茂っているため、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号、第9号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第430号については調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 長 異議なしと認めます。議案第430号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議長 長 以上で、非農地証明願の申請審議についてを終わります。

議長 長 次に、日程第5 令和8年度 農作業 標準賃金 及び 農作業 標準作業料金の決定について を議題とします。 議案第431号を上程します。事務局の説明を求めます。

17 ページです。日程第5 議案第431号。令和8年度農作業標準賃金及び農作業標準作業料金の決定について。2月13日に受委託組織とJAを含めた中での農作業標準賃金調査検討会を開催いたしました。検討会では、令和8年度の作業賃金及び作業料金について議案書のとおり見直しを行いました。はじめに改定をすることとなりました理由について説明させていただきます。まず(1)農作業標準賃金になりますが、こちらは農業者の方が、作業員を臨時で雇用する際に目安となる一人当たりの賃金となっています。昨年11月に鹿児島県の最低賃金が1時間当たり953円から1,026円に改定されました。昨年度より1日当たり600円上がっており、令和8年度は、1日8時間では8,208円となりますが、昨年度より100円単位で表記していることから、1日当たり8,300円で見直すものです。次に(2)農作業標準作業料金についてです。農業者の方が他の農業者へ農作業を委託する際に支払う委託費の目安となる価格です。令和5年度には、農作業を受託している方の機械の燃料費や修理等の負担が大きいため、数年ぶりに500円を目途に引き上げを行いました。また近年も農業用資材、機械等が高騰しており、また消費者物価指数の上昇、機械の修繕など農業を受託される方の負担が大きいため、今年度は200円程度の引き上げとさせていただきました。次のページに作業料金の一覧表を載せておりますのでご確認ください、審議くださいますようお願いいたします。以上です。

議長 先ず、令和8年度 農作業 標準賃金について審議します。ただいまの事務局の説明に対し、ご質問、ご意見等はございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、令和8年度農作業標準賃金については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。令和8年度農作業標準賃金につきましては、原案のとおり決定しました。

議長 次に、令和8年度農作業標準作業料金について、ご質問、ご意見等はございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問、ご意見等がなければ、令和8年度農作業標準作業料金につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。令和8年度農作業標準作業料金につきましては、原案のとおり決定しました。

- 議 長 以上で、令和８年度農作業標準賃金及び農作業標準作業料金の決定についてを終わります。
- 議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 なければ、その他農政一般事項について を終わります。
- 議 長 以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第３２回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前１０時２５分

議 長 _____

２ 番 _____

４ 番 _____